

IT企業拠点開設トライアル助成制度の新設について

1. 助成金の名称

出雲市IT企業拠点開設トライアル助成金

2. 制度新設の目的

- パルメイト出雲に整備する「IT企業スタートアップ支援施設」への、市外IT企業の入居を促進する。
- スタートアップ企業に限らず、既に市外で実績のある企業も含めて、本市での事業展開に関心を持ち、拠点開設を検討する企業の進出を促進する。
- 市内企業とのマッチングなどと並行して支援することで、本格的な拠点開設につなげる。

3. 対象企業

- ① 市内で新たな拠点（事務所）を開設する市外の企業
- ② 業種：IT企業（ソフトウェア業・インターネット付随サービス業・シェアードサービス業）

4. 助成要件

- ① 開設するオフィスにおいて6か月以上継続して事業を実施する計画があること。
- ② 申請する事業計画が、出雲市企業立地促進条例に基づく企業立地助成金及び出雲市中山間地域へのオフィス開設支援事業助成金を受けないものであること。

【制度新設のポイント】

①市内全域を対象

IT企業スタートアップ支援施設のみでなく、市内貸事務所へ拠点開設する場合も対象とする。

②お試し拠点開設を支援

スタートアップ企業、既に市外で実績のある企業の本市でのお試し拠点開設を促進する。

③従業員の生活拠点も支援

オフィス開設経費を対象とした「お試し拠点開設支援」と従業員住居の家賃を対象とした「生活拠点支援」の二層構造とし、初期投資の負担を軽減する。

④スタートアップ企業の積極的支援

少人数での拠点開設や創業から間もない企業など、既存の企業立地優遇制度等の対象とならない場合であっても、高い成長性や魅力ある事業展開が見込める企業に対して、積極的に支援を行う。

5. 助成内容

助成区分	助成対象経費	助成率	助成 限度額	内容
お試し拠点開設 支援	事業所の家賃	1 / 3	30万円 /年 (2年間)	事務所賃借料及び共益費
	備品購入費			パソコン、プリンター、備品 等の購入費
	業務に利用する 高速回線通信費			インターネット利用料
	業務に利用する 航空運賃			出雲縁結び空港発着便を対 象
生活拠点支援	住居の家賃	1 / 3	20万円 /年 (2年間)	従業員等が居住する住居の 賃貸料及び共益費

6. 施行期日

令和5年(2023)8月1日

7. 参考

現行助成制度との比較

		【新設】 出雲市 I T 企業拠点開設トライアル助成	企業立地助成 (ソフトウェア産業の新規立地の場合) ・ソフトウェア産業 ・企業のバックオフィス部門 (総務・人事・経理等)	中山間地域へのオフィス開設 支援事業助成
対象業種		I T 企業		ソフトウェア産業
	助成要件	役員含む常駐者 1 名以上	増加常用従業員数：5 人以上	増加常用従業員数：3 人以上
①投資助成	助成率	1/3	投資額の 15%	投資額の 5%
	上限	①③④⑤の合計で 30 万円/年	1 億円	※空き家活用の場合は 5%加算
②雇用助成	摘要	助成期間：2 年間	1,000 万円以上の投資を対象	1,000 万円
	助成額	なし	50 万円/人 (人口減少地域の場合は 65 万円/人)	1,000 万円以上の投資を対象 (空き家活用の場合は 500 万円以上)
③家賃助成	上限	なし	なし	市外からの移住者の雇用：50 万円/人 市内在住者の雇用：30 万円/人
	助成率	建物賃借料の 1/3	建物賃借料の 1/3	なし
④航空運賃助成	期間	助成期間：2 年間	助成期間：5 年間	助成期間：3 年間
	上限	①③④⑤の合計で 30 万円/年	2,000 万円/年	500 万円/年
⑤業務通信費	摘要	出雲縁結び空港発着便に限る。	なし	航空機利用経費の 1/3
	助成率	1/3	なし	助成期間：3 年間
⑥生活拠点支援	期間	助成期間：2 年間	なし	150 万円/年
	上限	20 万円/年	なし	対象業種：I T 企業 出雲縁結び空港発着便に限る。

■ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、シェアードサービス業等

■I T 企業 ソフトウェア業、インターネット付随サービス業、シェアードサービス業